

令和5年(2023年)8月14日

台風による警報発表時の対応について

※一時的な集中豪雨による気象発表時は除きます。

【スポーツ教室中止の判断基準】

豊中市に台風によるいずれかの警報が発令された場合	
① 8時現在で警報が発令中 ⇒	9時～13時に行われる教室は休講
② 12時現在で警報が発令中 ⇒	13時～18時に行われる教室は休講
③ 17時現在で警報が発令中 ⇒	閉館時間までに開催される教室は休講

警報が発表されていなくても雨風が強い場合は、状況の判断をしっかりといただき、ケガや事故の予防のため無理に参加しないようお願い致します。

(その他留意事項)

- 台風に関係なく【特別警報】【大阪府災害モード宣言】発令時も教室中止になります。
- 甚大な被害が想定され、危険と判断される規模の【台風の接近】【大雨】【地震】、また施設が使用不可となった場合、警報が発表されなくても臨時休館になる場合があります。
- 公共交通機関の運行状況により終日休館となる場合もございますので、詳細は各施設へお問い合わせください。
- 施設への経路上におけるケガや事故については、一切の責任を負えませんのでご了承ください。

【専用使用・時間区分で設定された個人使用について】

⇒豊中市に台風による警報が発表された場合	
① 7時現在で警報が発表 ⇒	9時～13時は使用中
② 11時現在で警報が発表 ⇒	13時～18時は使用中
③ 16時現在で警報が発表 ⇒	閉館時間まで使用中

※上記警報が発令された際、競技場の使用を時間区分の半分以上で中止した場合、使用料の引き落としは致しません。時間区分の半分以上を使用された場合は、全額使用料が掛かります。

【個人使用について】

⇒豊中市に台風による警報が発令された場合

- ① 警報が発令された時点で受付を中止致します。
- ② 利用中の場合も警報が発令された時点で休館となります。
※利用時間の半分を超えていない場合は、返金致します。
- ③ 警報が解除された場合、施設の安全確認、体制が整い次第、再開致します。